

湘南山の手通り 街並協定書

本町白旗商店街振興組合

時宗総本山遊行寺の門前町として、また東海道五十三次の宿場町として近在の人々や旅人で賑わった本町白旗地区は、白旗交差点及び小田急線藤沢本町駅を中心に商業集積を形成し、地域消費者・住民の豊かな生活に貢献しています。しかしながら、高度成長期を過ぎた社会情勢は、経営者にとって消費者ニーズの変化・多様化、主要地方道による交通問題等個々の努力では対応し切れないのが現状です。そこで私達は、藤沢市等関係機関の指導のもとに昭和62年度に商店街づくり構想策定事業を実施し、今までの任意団体を「本町白旗商店街振興組合」に改め同63年度ショッピング・モール化事業に着手、3か年計画でアーケードを日除けテントに替え、歩道のカラー化による整備、四季を彩る街路樹の植栽、バス停や電話ボックスのデザイン化等により街並をリニューアルしていきます。さらに、ショッピング・モールに溶けこんだ魅力ある街並にするため、この協定を組合員の相互信頼のもとつくりあげました。

湘南の中心、また伊勢山を後ろに控えた本町白旗地区の永続的な発展を願い「湘南山の手通り」の愛称で、子孫に誇れる街づくりを進める所存です。

(目的)

第1条 組合員相互の信頼のもと本町白旗商店街の街づくりに対する意思統一を図り、永続的な発展と美しい街並を形成するため、積極的に進めることを目的とします。

(基本方針)

第2条 「湘南山の手通り」のコンセプトとして

- (1) 爽やかで、明るい通り
- (2) 都会的で、洒落た贅沢感の漂う通り
- (3) 若い人たちにアピールできる街づくり

(適用範囲)

第3条 この協定の適用範囲は、次の各号に定める道路に面するものとします。

- (1) 主要地方道鎌倉・片瀬・藤沢線の済美館前から小田急線が交差する伊勢山橋先まで
- (2) 主要地方道藤沢・町田線の白旗交差点から白旗神社先まで
- (3) 小田急本町駅から主要地方道藤沢・町田線まで

(街づくり委員会)

第4条 「湘南山の手通り」のコンセプトに沿った魅力ある街づくりを推進するにあたり「湘南山の手通り街づくり委員会」(以下「委員会」という。)を設置します。委員会は、第5条に定めた協定事項について、事柄が起きたとき協議し、関係者に対し指導や要請をします。

(協定事項)

第5条 街づくりに関する協定事項は、次のとおりとします。

- (1) 建物の新築、増改築に関する事
- (2) 建物等の色彩に関する事
- (3) 業種・業態に関する事
- (4) ショッピング・モール施設の維持管理に関するもの
- (5) 看板・広告に関する事
- (6) 開店・閉店時刻に関する事
- (7) 荷捌等車両に関する事
- (8) 快適な都市空間確保に関する事
- (9) その他、街づくりに関連する事

ただし、各協定事項については、別途「街並協定細目」に判断基準を詳載します。

(関係者)

第6条 前条各号に定めた事項に係わる者は、できる限り早期の段階で建築計画等概要書を委員会に提出し、事前調整協議を行うものとします。

附則

本協定書は、平成元年5月29日から施行します。

(平成元年5月29日 本町白旗商店街振興組合総会可決了承済み)

街並協定細目

1. 建物の新築・増改築

建物の新築または増改築をするものは、1階部分の壁面線を後退し、安全に歩行できるような空間を確保するものとする。

2. 建物等の色彩

- (1) 建物外壁は、コーラルピンク系またはモノトーングレー系の色彩を基調とする。
- (2) 日除けテントは、自己敷地内であっても街区ごとに、統一した色彩のものを設置する。ただし、上記の色彩以外のものについては、「湘南山の手通り街づくり委員会」(以下「委員会」という。)の承諾を得るものとする。

3. 業種・業態

風俗営業、遊技場等は極力避け、物販・飲食・サービス業とする。

4. ショッピング・モール施設の維持管理

次に掲げる施設の補修、清掃等維持管理は、組合員が各関係機関と協議しながら継続的に実施する。清掃回数、他機関との協定等は別表のとおりとする。

- (1) 歩道路面
- (2) 街路樹
- (3) バス停・待合シェルター
- (4) 電話ボックス
- (5) ベンチ・灰皿
- (6) 案内板
- (7) 街路灯
- (8) その他街具施設

5. 看板・広告

- (1) 看板・広告を設置するものは、相当期間前に委員会に設置計画を提出し、その承諾を得るものとする。
- (2) 色彩、形状は、「湘南山の手通り」をイメージした看板・広告とし、置看板は自己敷地内に置くものとする。

6 . 閉店時刻

閉店時刻は、物販を対象に午後 8 時頃までとする。

7 . 荷捌等車両

荷捌きに使用する車両は、極力開店前の午前中とし、渋滞等の原因を作らないようにする。

8 . 快適な都市空間確保

(1) 夜間、歩行者が安心して通行できるよう、閉店後も極力照明装置等を設置するものとする。

(2) 生ゴミ等は、ゴミ収集日当日に出し常に清潔に保つようにする。

9 . その他街づくりに関する事項については、その都度委員会に図り解決する。